

猫の苦情、引取り、処分、路上死体等

1 苦情件数

	6年度	7年度	8年度	9年度
捨て猫の収容依頼	2,668	2,763	2,497	2,424
ふん尿・悪臭	3,265	3,589	3,666	3,265
鳴き声	451	271	266	224
負傷猫の収容依頼	591	562	609	614
その他	4,963	3,628	3,396	3,907
総数	11,938	10,813	10,434	10,434

その他は、物的被害や相談等

2 引取り頭数

	6年度	7年度	8年度	9年度
飼い主から	2,689	2,351	2,110	1,912
拾得者から	11,026	11,624	10,309	10,103
負傷収容	614	621	605	612
総数	14,329	14,596	13,024	12,627

3 処分頭数

	6年度	7年度	8年度	9年度
返還	8	12	15	6
譲渡	118	87	88	110
殺処分	14,202	14,504	12,896	12,581
総数	14,328	14,603	12,999	12,697

4 路上死体等

6年度	7年度	8年度	9年度
18,779	23,724	23,526	23,788

(飼い主不明猫の取扱数のうち、清掃事務所等で把握している数)

東京都における猫免疫不全ウイルス（猫エイズ様疾患）

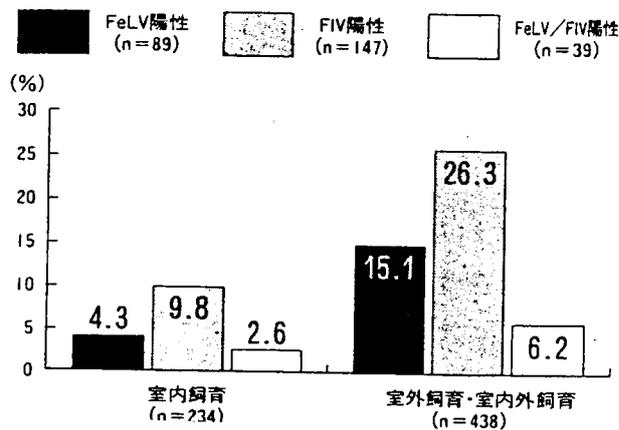
及び猫白血病ウイルスの感染状況

東京都獣医師会会員57クリニックにおける来院猫の猫免疫不全ウイルス（FIV）および猫白血病ウイルス（FeLV）の感染状況は下記のとおりであった。

記

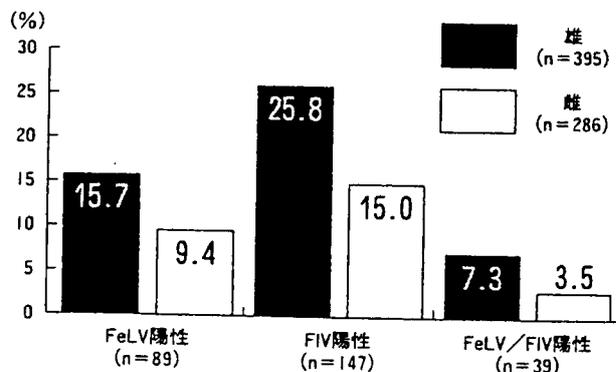
1 飼育環境別の感染状況

室外飼育・室内外飼育の猫は、室内飼育の猫に比べて陽性率が高い。



2 性別の感染状況

雄は雌に比べて陽性率が高い。



(出典) 東京獣医師会雑誌 東獣ジャーナル1996年11月号

「東京都における猫白血病ウイルスおよび猫免疫不全ウイルスの感染実態調査」

猫の飼育に関する諸外国の実情

国	猫の飼育方法に関する規制	民間団体の活動	飼育事情等
イ ギ リ ス	<p>法的規制無し</p> <p>・地方自治体には、捨て猫の引取り等に関して法的な義務はない。</p>	<p>・迷い猫の保護や里親探し、野良猫の不妊去勢、動物愛護と虐待防止の普及啓発、動物福祉に関する教育等、各団体が活動している。</p>	<p>・ロンドンの区営住宅では動物飼育が禁止されているところが多いが、規則に反して飼っている家庭もある。</p>
ド イ ツ	<p>州法による規制有り（目的：自然保護）</p> <p>・州法により、野鳥の繁殖時期（3月から6月）には猫を屋外に出してはいけないと規定しているところがある。</p>	<p>・ドイツ、フランスとも各団体の協力体制と役割分担が明確なので、活動は迅速。団体が動物福祉の実務を支え、行政はその活動を法的に支援し、住民と行政が資金援助を積極的に行っている。</p>	<p>・室内飼いの義務付け期間以外でも、年間を通して室内飼いするのが普通。</p>
フ ラ ン ス	<p>法規制有り（目的：狂犬病予防）</p> <p>・狂犬病発生県内で飼育する場合、登録と入墨が義務付けられている。</p> <p>法規制有り（目的：動物愛護）</p> <p>・犬や猫を放浪させたり、公の場所に遺棄することは禁止。近隣に迷惑のかかるおそれのある公の場所や建物内で飼い主のいない動物にえさを与えてはいけない。</p> <p>・家主はアパートで犬、猫を飼うことを拒んではいけない。</p>		<p>・猫の飼育割合は全世界の約30%であり、ヨーロッパの中では比較的高い。</p> <p>・室内飼いが一般的である。</p>
ベ ル ギ ー	<p>法規制有り（目的：狂犬病予防）</p> <p>・（農業大臣指定地域内）日没から日の出まで猫は家から出してはいけない。</p>	<p>・政治的活動やシェルター(注1)への資金面を含めた支援活動や、捨て犬、猫の保護、犬、猫等の引取り及び譲渡活動等を行っている。</p>	<p>・人口1千万人に対し猫の飼育頭数は150万頭を越える。</p> <p>・室内飼いが一般的である。</p>

オランダ	<p>法規制有り（目的：動物愛護）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察官や地区査察官は、飼い主の私有地外に放されている犬と猫の捕獲権限がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲した動物の飼養管理は、動物保護協会運営の動物ホームへ委託。 ・協会と獣医師が提携し低料金の不妊去勢手術を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・室内飼いが一般的である。
豪州	<p>州法による規制有り(目的:動物愛護、自然保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回の登録を義務付けている。 ・場所と時間を指定して、室内飼いを義務付けている。 ・飼育頭数を制限、禁止する条例を、各市町村が制定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シェルターや動物病院等のハードを持ち、犬や猫の收容や診療、譲渡を行っている団体や、ハードを持たずに動物福祉に関する普及啓発活動をしている団体等があり、動物福祉の推進に果たしている役割は大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捨て猫、ふん尿などは日本と共通であるが、世界でも環境保護意識の高い国の一つということからか、猫が野鳥などに被害を与えている、ということが最大の苦情である。
NS州	<p>州法による規制有り(目的:動物愛護、自然保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに飼いはじめた猫の登録とマイクロチップによる個体識別措置を義務付けている。 		
米国	<p>州法による規制有り（目的：狂犬病予防）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律は州ごとに異なる。登録義務は毎年で犬と同様に猫も対象となっている州が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シェルター、動物病院等のハードを持たずにキャンペーン活動をする団体、ハードを持ち合わせてキャンペーン活動をする団体、ハード運営が主でその事業キャンペーンをする団体と、活動スタンスは大きく3つある。後二者には査察官、警察官が身分移管され出向しており、動物の指導、没収権限、違反者の逮捕権限もある。 ・愛護団体附属病院は低料金による不妊去勢事業に力を入れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全米の32%の世帯が猫を飼育し70%の猫が室内飼いされている。 ・不妊去勢手術は犬や猫を飼うための常識となっている。

注1 シェルター： 迷子の動物や、飼い主から引き取られた動物等の保護施設

注2 NSW州： 豪州ニューサウスウェールズ州の略

参考文献

- ・英国における動物保護管理の実態調査に参加して①：動物たち87号(1994)
- ・英国における動物保護管理の実態調査に参加して②：動物たち88号(1994)
- ・独・仏における動物保護管理の実態について：動物たち94号(1995)
- ・米国の動物愛護事情：動物たち97号(1996)
- ・オーストラリアの動物保護管理について：動物たち 101号(1997)
- ・ベルギー、オランダの動物保護管理を観る：動物たち 108号(1998)
- ・ベルギーおよびルクセンブルクにおける狂犬病予防と動物保護管理行政の現状：
JVM Vol. 50 No7(1997)
- ・生活密着型公害への対応と良好な生活環境の創出について：
東京都職員研修所 平成5年度海外研修報告No.9
- ・米国のペットオーナー調査：APPMA/全米ペット用品工業界
- ・Pet Populations and Ownership around the World: Waltham Internat. Focus 1:14(1991)

猫の行動学的特徴と 屋内飼育への応用について

参考：「臨床獣医師のための猫の行動学」

(BONNIE V. BEAVER, DVM, MS 森 裕司 監訳)

項目	猫の行動学的特徴	屋内飼育への応用
学習	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれたばかりの子猫にも学習能力が備わっている。 ・5～6.5週齢のあいだに人間が手をかけて接すると、その猫は後に見知らぬ人間を恐がるのがきわめて少なくなる。 ・若い時から活発さを抑制しないように育てると、落ちついた成猫に成長する。 ・愛情と世話の有無、食物、刺激の強さは学習を成功させる有効な動機付けの要因である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小さい頃から手をかけて育てることにより、ストレスなく室内で人と一緒に生活することができるようになる。 ・適切な動機付けにより、トイレや食事等のしつけが可能である。
学習による行動の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・嫌悪：猫が特定の物をかむという行動等は、対象物に猫の嫌いな味や臭いを付けることによりなくなる。 ・脱感作：刺激に対する恐怖や不安を抑制するには、あまり恐れを感じない程度の刺激から徐々に強い刺激に慣れさせていく。 ・洪水法：問題となる刺激を絶え間なく与え続けることにより、猫が恐怖やストレス反応を全く示さなくなる。 ・懲罰：嫌な刺激を与えることにより特定の行動が再発する可能性が下がる。 ・形成：行動に対して報酬を与えることにより、その行動を習得する。報酬を与える基準を徐々に厳しくすると、最終的に望まれる行動に近づいていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動の矯正に応用が可能である。

項目	猫の行動学的特徴	屋内飼育への応用
縄張り	<ul style="list-style-type: none"> ・猫はマーキング(注1)により、個体識別、性別等の情報を他の猫に提供し、互いの距離を保ちつつ、繁殖活動を調節している。 ・木を引っかく行動には、目にみえるマーカートを付けることと、つめの手入れをするという2つの目的がある。 ・尿によるマーキングは、特に去勢していない雄猫で傾向が強い。猫がふん便をマーカートとして使うことはめったにない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・つめとぎ用の板を与え、家具でのつめとぎを防止する。 ・雄猫の去勢により、尿スプレーは軽減できる。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・子猫には排せつ物を埋めるという生来の行動様式が備わっている。子猫は母親の行動を見習ったりきゅう覚を手がかりに特定のトイレの場所を学習する。 ・猫は本能的に粗い砂に排せつするが、猫自身の学習あるいは特別な訓練によって、別の場所を使わせることも可能である。トイレ箱の中身は、土や粘土から木くずや細断した新聞紙などに比較的簡単に換えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猫が室内の決められた場所で排せつをするようにしつけをすることは簡単である。
よじ登り	<ul style="list-style-type: none"> ・猫には高い所に登る習性がある。天井のはり、屋根などによじ登ってかなりの時間を過ごすものがあり、猫はこういう場所を自分で見つけるのが好きなようである。このように登る行動は、猫の運動の重要な部分をなしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平面的な運動だけでなく、立体的な運動ができるようにすることで、ストレスを感じさせないことができる。
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・餌として野菜を摂っていない猫が、家の中にある植物を食べることは、一般的な摂食行動の一つである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・植木をあらされたり、有毒植物を食べたりしないよう配慮が必要である。

項目	猫の行動学的特徴	屋内飼育への応用
<p>社交性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・猫は、通常、非社会的な動物とされる。猫が孤独を好むのはたしかだが、小さなグループを形成し仲間同士で協調的行動も見せる。 ・特定のパートナーに対して忠誠心を示し相手を保護しようとすることがある。 ・社会化期（4週齢～8週齢）はすべての社会的きずなが形成される。社会化とは、ある個体が特定の時期に接触した他の種の動物との間に愛情のつながりを形成する過程である。社会化は子猫と人間の間だけでなく、子猫と犬、ネズミ、鳥といった動物との間にさえ起こる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数頭一緒に飼育することも可能である。 ・猫以外の種の動物と一緒に暮らすためには、社会化期に、適切な環境におくことが重要である。
<p>ストレス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保定(註2)されたり、見知らぬ猫や人がテリトリーに進入したりすることもストレスとなりうる。排せつ物をうまく埋められない、家を排せつ物で汚す、不十分なグルーミング(註3)、過度のグルーミング、過食、食欲不振、下痢、便秘、おう吐、社交的でなくなる、慢性的に毛を逆立てるなどの様々な症状が発現する。 ・獲物にそっと忍びよって捕まえるという機会がないと、この行動に対するエネルギーが蓄積され、人間のくるぶしに飛びつくなど不適切な行動が現れることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境変化に対応できるよう配慮する必要がある。 ・ストレスによる不適切な行動は、他の猫や玩具と一緒に遊ばせるなど、活動を促進させることによって解消できる。

項目	猫の行動学的特徴	屋内飼育への応用
睡眠	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠に関する研究からは、現代の猫の行動は昼夜通して多様性で、真の夜行性ではないことが示されている。活動時間の半以上が日中であり、睡眠の3/4以上が夜間に起こる。 ・絶食や外的刺激の増加などは睡眠時間を減少させ、一方、食物の摂取の増加と静寂によって睡眠は増加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猫は真の夜行性動物ではないので、飼い主の生活リズムに合わせて飼育することが可能である。
発情	<ul style="list-style-type: none"> ・雌猫は、1年に2～3回の繁殖期にそれぞれ数回の発情周期をくり返す。個体差は大きいですが、猫によっては1年中発情をくり返す。 ・雌猫は発情前期や発情期に独特な”さかりの鳴き声”を使って雄を呼び始める。これは単調な鳴き声で、1回につき3分も続く。この鳴き声は雄に真似され、すると雌がそれに応え、再び雄に真似される。 ・雄猫は、1年中繁殖が可能であるとされている。交尾行動は主として夜に起こる。雄猫はまず、大きくギャーギャーと耳障りな声で鳴き、発情中の雌に対して自分の存在を知らせるとともに、縄張りをはいかいしている他の雄猫に警告を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発情期の鳴き声等は、不妊去勢手術により回避できる。
グルーミング	<ul style="list-style-type: none"> ・正常で健康な猫にとって、さまざまなグルーミング行動は重要である。グルーミングをしないのは沈うつや病的な状態を表すだけでなく、外部寄生虫の寄生等の危険性が増す。 ・グルーミングにはいくつかの目的があるが、最も重要なことがおそらく健康な皮膚を維持することであろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グルーミングにより体が清潔に保たれるため、室内で飼うことに適しているといえる。また室内飼いでグルーミングの状況を観察することにより病気の早期発見も可能となる。 ・被毛をもつれさせないためにも、また外部寄生虫を最小限に

	するためにも、抜け毛は取り除いてやる必要がある。
--	--------------------------

注1 マーキング：動物が自分の縄張りを示すために行う、木を引っかいて傷を付ける、尿をかけて臭いを付ける、等の行為。

注2 保定：人の手や道具を使って動物を抑え、自由に動くことができないようにすること。

注3 グルーミング：毛づくろいのこと。

動物保護相談センターでのねこ引き取り数の推移

	所有者からの引取り				拾得者からの引取り				引取り全体に占める子猫の割合
	成猫	子猫	合計	子猫比率	成猫	子猫	合計	子猫比率	
昭和55年	3341	19200	22541	85.2%	1251	15545	16796	92.6%	88.3%
昭和56年	3074	17068	20142	84.7%	1158	15110	16268	92.9%	88.4%
昭和57年	3140	16690	19830	84.2%	1023	16008	17031	94.0%	88.7%
昭和58年	3467	17708	21175	83.6%	995	16820	17815	94.4%	88.6%
昭和59年	2934	16930	19864	85.2%	971	16803	17774	94.5%	89.6%
昭和60年	2708	14290	16998	84.1%	918	17279	18197	95.0%	89.7%
昭和61年	1921	10688	12609	84.8%	698	16727	17425	96.0%	91.3%
昭和62年	1824	8996	10820	83.1%	517	16168	16685	96.9%	91.5%
昭和63年	1790	7734	9524	81.2%	339	17974	18313	98.2%	92.4%
平成1年	1471	5667	7138	79.4%	301	15016	15317	98.0%	92.1%
平成2年	1271	4182	5453	76.7%	263	13313	13576	98.1%	91.9%
平成3年	1044	3229	4273	75.6%	174	13261	13435	98.7%	93.1%
平成4年	932	2836	3768	75.3%	113	13048	13161	99.1%	93.8%
平成5年	781	2229	3010	74.1%	125	11922	12047	99.0%	94.0%
平成6年	687	1954	2641	74.0%	115	10823	10938	99.0%	94.1%
平成7年	764	1572	2336	67.3%	108	11448	11556	99.1%	93.7%
平成8年	772	1320	2092	63.1%	100	10108	10208	99.0%	92.9%
平成9年	779	1086	1865	58.2%	50	9963	10013	99.5%	93.0%